

令和4年6月15日

**適格消費者団体の認定について**  
—23 団体目の適格消費者団体を認定しました—

令和4年6月15日、消費者契約法の規定に基づき、「特定非営利活動法人消費者ネットワークかごしま」を適格消費者団体として新たに認定しました。今後、この適格消費者団体は消費者契約法、不当景品類及び不当表示防止法、特定商取引に関する法律及び食品表示法の規定による差止請求権を行使することが可能となります。

<新たに認定した団体の概要>

**団体名** 特定非営利活動法人消費者ネットワークかごしま  
(法人番号 6340005008404)

**代表者** 森 雅美、山本 晃正

**住 所** 鹿児島市新屋敷町 16 番 211 号 県住宅供給公社ビル 2 階

**差止請求関係業務を行う事務所の所在地**

鹿児島市新屋敷町 16 番 211 号 県住宅供給公社ビル 2 階

**申請日** 令和3年10月1日

**目 的** この法人は、消費者、消費者団体、関係諸機関、及び消費者問題専門家との連携及び協力に依拠して、消費生活に関する調査、研究、情報収集及び提供、啓発、提言、差止請求申入れその他消費者のための活動を行うことにより、消費者の被害を未然に防止し、又は救済し、もって消費者の権利の確保を図ることを目的とする。(定款第3条)

**活動実績** スポーツクラブ運営事業者の入会金不返還条項、違約金条項及び免責条項等、健康食品販売事業者の優良誤認表示並びに不動産業者の信頼関係破壊が無い場合にも無催告解除を認める不当条項等に関する申入れ 等

**認定をした日** 令和4年6月15日

(認定の有効期間は、令和10年6月14日まで)

以上

本件に関する問合せ先  
消費者庁消費者制度課  
TEL : 03(3507)8800 (代表)